級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和3年4月1日現在) 1 行政職給料表 (1) 職制上の段階ごとの職員数

(1) 城間工の技権ことの城員数		
職制上の段階	(人)	(%)
主事級	269	63. 1
主査級	61	14. 3
主任主査級	59	13.8
担当課長級	14	3.3
総括課長級	22	5. 2
次長級	1	0.2
合計	426	100.0

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
級	定型的な業務を行う職務	132	31.0	主事 技師 医療社会事業士	114 1 17 計 132	
級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	75	17. 6	主事 技師 医療社会事業士	58 2 15 計 75	主事級
級	(1) 本庁の主査又は主任の職務 (2) 病院等の事務局の係長、主査又は主任の職務 (3) 規模の小さい病院等の事務局の次長又は課長の職務	62	14. 6	係長 主査 主任 主任医療社会事業士	2 2 49 9 計 62	So the left
1級	(1) 本庁の特命課長、主任主査又は困難な業務を行う主 査の職務 (2) 病院等の事務局の室長、主任主査又は困難な業務を 行う係長若しくは主査の職務 (3) 規模の小さい病院等の事務局の長又は困難な業務を	87	20. 4	主任 主查 主查医療社会事業士 課長 (小規模病院) 係長	1 26 5 5 24	主査級
	行う次長若しくは課長の職務 (4) 規模の大きい病院の事務局の次長又は課長の職務			主任主查 事務局次長 課長 (大規模病院) 上席医療社会事業士 副主幹 病院付 (主任主查級)	9 1 12 2 2 計 87	主任主査級
級	(1) 本庁の担当課長又は困難な業務を行う特命課長若し くは主任主査の職務 (2) 病院等の事務局の困難な業務を行う室長又は主任主 査の職務 (3) 規模の小さい病院等の困難な業務を行う事務局長の 職務	47	11.0	主任主查 事務局次長 課長(大規模病院) 上席医療社会事業士 副主幹 病院付(主任主查級)	8 15 6 1 1 2	
	(4) 規模の大きい病院の事務局の困難な業務を行う次長 又は課長の職務			事務局長 担当課長 特命課長	5 8 1 計 47	担当課長級
級	(1) 本庁の総括課長、医師支援推進監又は特命参事の職務(2) 規模の大きい病院の事務局長の職務(3) 主幹又は技術主幹の職務	8	1.9	事務局長	計 8	
級	(1) 本庁の高度の知識経験を必要とする総括課長又は医師支援推進監の職務 (2) 規模の大きい病院の高度の知識経験を必要とする事務局長の職務	14	3. 3	総括課長 特命参事 医師支援推進監 事務局長	4 1 2 7	総括課長級
級	本庁の次長又は室長の職務	1 1	0.2	次長	1	次長級

⁽注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

2 医療職給料表(1)(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	84	13. 7
主査級	14	2. 3
主任主査級	145	23. 7
総括課長級	347	56.8
次長級	14	2. 3
部長級	7	1. 1
合計	611	100.0

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内記

(2)	級ごとの職員数及び職制上の段階に属する	職の内訳														
級	基準となるべき職務	合計		合計 内訳		合計 内訳 職		内訳		内訳		内訳		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)											
1級	医療業務を行う職務	98	16. 0	医師(主事級)	83	主事級										
				歯科医師(主事級) 医師(主査級)	$\frac{1}{14}$											
				計	98	主査級										
2級	1 病院等の科長、科医長、副地域診	145	23. 7	医師	2											
	療センター長又は診療所長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医			科長 科医長	31 112											
	を 療業務を行う職務			有区区	112	主任主査級										
				計	145											
3級	病院等の院長、統括副院長、救命救急 センター長、副院長、部長、センター 長、室長、副救命救急センター長、部 次長、副センター長、参与又は高度の 知識経験を必要とする科長、科医長、 副地域診療センター長若しくは診療所 長の職務	246	40. 3	院長 副院長 科長 科医長 部次長 センター長 副参与	1 3 153 62 5 3 4 15 246	総括課長級										
4 級	病院等の理事又は高度の知識経験を必要とする院長、統括副院長、牧命牧急センター長、副院長、部長若しくは参与の職務	122	20.0	副センター長 センター長 电 記院長 科長 部次長 部長 参与 理事 院長 (次長級)	1 5 50 1 12 8 12 12	次長級										
				統括副院長	2	(人)文 (秋										
				院長(部長級) 計	7 122	部長級										
	合計	611	100.0													

(注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

3 医療職給料表(2) (1) 職制上の段階ごとの職員数

(1) 城的工业权值 C C V 城负 X		
職制上の段階	(人)	(%)
主事級	500	53.3
主査級	346	36. 9
主任主査級	22	2.3
担当課長級	52	5. 5
総括課長級	18	1.9
合計	938	100.0

	級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳				I	
級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	計	内訳		職制上の段階
1 級	病院等の診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法 士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、管理栄養士、 栄養士又は歯科衛生士(以下「診療放射線技師等」という。)の職 務	(人)	(%) 1.9	職名 膨療放射線技師 臨床稅查技師 臨床工学技士 理学療法士 信語聴覚士 管理栄養士 計	(人) 1 2 2 5 2 5 1	
2級	(1) 病院等の薬剤師、臨床心理士、公認心理師の職務 (2) 病院等の困難な業務を行う診療放射線技師等の職務	235	25. 1	配 至 至 至 至 至 至 至 至 至 主 至 在 主 至 在 主 至 在 主 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	18 25 4 38 69 16 39 18 8 2 16	主事級
3 級	(1) 病院等の主任薬剤師、主任臨床心理士、主任公認心理師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任音語聴覚士、主任理策士、主任理禁養士、主任栄養士又は主任歯科衛生士(以下「主任薬剤師等」という。)の職務(2)病院等の困難な業務を行う薬剤師又は臨床心理士の職務(3)病院等の特に困難な業務を行う診療放射線技師等の職務	265	28. 3	薬剤師 公認療放射線技師 臨床放查技師 臨床在学技士 理学療法士 作視能酬覚士 管理科療法 世種學生生 主任基本	59 3 40 38 20 30 25 5 8 18 1	
1 SB	(1) 本庁の主査の職務	318	33 0	主任診療放射線技師 主任臨床檢查技師 主任作業療法士 主任言語聴覚士 計	5 1 1 1 265	
4級	(1) 本庁の主登の職務 (2) 病院等の臨床心理科長、副臨床検査技師長、副診療放射線技師長、副リハビリテーション技師長、栄養管理科次長、主査薬剤師、主査臨床心理土、主査公認心理師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理療法土、主査機能訓練土、主査書聴覚土、主査理療士、主査管理栄養土、主査機能訓練土、主査音解管生土の職務 (3) 病院等の困難な業務を行う主任薬剤師等の職務 (4) 規模の小さい病院等の診療放射線技師長、臨床検査技師長、臨床工学技師長、リハビリテーション技師長、業養管理科長又は薬剤科次長(以下「診療放射線技師長等」という。) の職務		33.9	土き療 放射 表 世界	1 5 5 1 1 14 16 16 11 1 15 25 26 5 5 9 7 6 6 4 4 7 1 1 38 8 27 11 15 6 8 8 3 7 7 11 15 6 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	主査級
5級	(1) 主任主査の職務 (2) 病院の薬剤部次長の職務 (3) 規模の小さい病院の薬剤科長の職務 (4) 規模の大きい病院の診療放射線技師長等の職務 (5) 特に規模の大きい病院の副診療放射線技師長又は副臨床検査 技師長の職務	79	8. 4	特任公認心理師 特任診療放射線技師 特任臨床化查技師 特任臨床工学技士 副リハビリテーション技師長 主査薬剤師 主任診療放射線技師	1 2 2 1 2 1	
				薬剤科次長 (大規模病院) 副診療放射線技師長 (特に規模の 大きい病院) 副臨床検査技師長 (特に規模の大 きい病院) 栄養管理科次長 (大規模病院) 薬剤部次長 薬剤科長	13 2 3 1 3 5	主任主査級

6級	 (1) 本庁の診療放射線指導監、臨床検査指導監若しくはリハビリテーション指導監督又は栄養管理指導監の職務 (2) 病院等の困難な業務を行う薬剤部次長の職務 (3) 規模の大きい病院の薬剤科長の職務 	21	2. 2	リハビリテーション技師長 (大規模病院) 栄養管理科長 (大規模病院) 計 栄養指導監 リハビリテーション指導監 リハビリテーション技師長 (特に 規模の大きい病院) 栄養管理科長 (特に規模の大きい 病院)	8 8 79 1 1 2	担当課長級
	(4) 特に規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長 若しくはリハビリテーション技師長又は栄養管理科長の職務			診療放射線指導監 臨床検査指導監 薬剤科長 (大規模病院) 計	1 1 14 21	
7級	(1) 本庁の薬事指導監又は高度の知識経験を必要とする診療放射 線指導監、臨床検査指導監若しくはリハビリテーション指導監 又は栄養管理指導監の職務(2) 病院等の薬剤部長の職務(3) 特に規模の大きい病院の高度の知識経験を必要とする診療放 射線技師長、臨床検査技師長若しくはリハビリテーション技師 長又は栄養管理科長の職務	2	0.2	薬事指導監 薬剤部長 計	1 1 2	総括課長級
(22-) del	수)	938		ガ A みち 1 A 引 棚 a 米 (せい) - だ 1 A	= 1 .2**	t 7
(注) 割	合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、彳	か かかから かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	階ことの書	刊台の和と台計懶の数値は一致しな	いことかる	める。

4 医療職給料表(3) (1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	2, 341	72.0
主査級	833	25. 6
主任主査級	57	1.8
担当課長級	5	0.2
総括課長級	17	0.5
合計	3, 253	100.0

(2) 級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳

(2)	級ごとの職員数及び職制上の段階に属する職の内訳 						
級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)		
1級	病院等の准看護師の職務	93	2. 9	准看護師	93		
2級	病院等の助産師、看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務	700	91.5	計 看護師	93 700		
∠ 79X	州内寺の功圧即、有護即又は凶無な未伤で1〕月在有護即の職伤	100	21. 0	1 世界 計	700		
3級	1 病院等の主任助産師又は主任看護師の職務 2 病院等の困難な業務を行う助産師又は看護師の職務	1, 532	47. 1	看護師 主任看護師	1, 528 4	主事級	
				計	1,532		
4級	1 本庁の主任主査又は主査 2 病院等の看護師長、医療安全管理専門員、特任助産師、特任看護 師又は看護師長補佐の職務	739	22. 7	准看護師 看護師 主任看護師	2 14 566		
	3 病院等の困難な業務を行う主任助産師又は主任看護師の職務 4 規模の小さい病院等の副総看護師長の職務			主任有限的 看護師長補佐 特任看護師 主査	155 1 1		
				計	739	主査級	
5級	1 本庁の困難な業務を行う主任主査の職務 2 病院等の看護部次長又は上席医療安全管理専門員の職務 3 病院等の困難な業務を行う看護師長、医療安全管理専門員、特任 助産師又は特任看護師の職務 4 規模の小さい病院等の総看護師長又は困難な業務を行う副総看護	172	5. 3	特任看護師 副総看護師長 (小規模病院) 看護師長 看護師長補佐 医療安全管理専門員	4 5 90 1 10	LAW	
	師長の職務 5 規模の大きい病院の副総看護師長の職務			看護部次長 上席医療安全管理専門員 副総看護師長(大規模病院) 課付(主任主査級)	5 4 47 1	主任主査級	
				<u>総看護師長</u> 計	172	担当課長級	
6級	1 本庁の看護指導監又は副看護指導監の職務 2 病院の看護部長の職務 3 規模の大きい病院の総看護師長の職務	15	0.5	総看護師長 (大規模病院) 副看護指導監	14		
	○ ファビル・ファビ・ アロアロック 田文 ドドラベック 1980/グ			## H	15	総括課長級	
7級	1 本庁の高度の知識経験を必要とする看護指導監の職務 2 病院の高度の知識経験を必要とする看護部長の職務	2	0. 1	看護部長 看護指導監	1 1		
				計	2		
	合計	3, 253	100.0				

(注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。

5 技能職等給料表

5 技能	戦等給料表 -						
級	級別基準職務表に規定する基準となる職務		1	内訳			
		(人)	(%)	職名		(人)	
1級	(1) ボイラー技士の職務 (2) 運転技士の職務 (3) 調理師の職務 (4) 電話交換手の職務 (5) 技能士の職務 (6) 事務補助員の職務 (7) 作業手の職務	103	52. 6	技術補助員	āl·	16 87 103	
2級	(1) 相当の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 相当の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 相当の技能又は経験を必要とする作業手の職務	6	3. 1	調理師		6	
					計	6	
3級	(1) 相当高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 相当高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 相当高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 相当高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 相当高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 相当高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務		0.0		āł·	0	
4級	(1) 高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務	12	6. 1	調理師		12	
				N 4 at 100 at 100	計		
5級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とするボイラー技士の職務 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする運転技士の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (5) 特に高度の技能又は経験を必要とする技能士の職務 (6) 特に高度の技能又は経験を必要とする事務補助員の職務 (7) 特に高度の技能又は経験を必要とする作業手の職務	75	38.3	主任調理師調理師		24 51	
					計	75	
	合計	196	100.0				

⁽注)割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。